

学校法人 大阪滋慶学園 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人大阪滋慶学園という。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪市淀川区宮原一丁目二番四十三号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立大学院大学、私立専修学校及び私立高等学校（以下「学校」という）を設置し学校教育を行い、又その他目的達成に必要な事項を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科
- 二 大阪ハイテクノロジー専門学校 文化・教養専門課程 医療専門課程
教育・社会福祉専門課程
- 三 大阪保健福祉専門学校 教育・社会福祉専門課程 医療専門課程
- 四 大阪医療福祉専門学校 教育・社会福祉専門課程 医療専門課程
- 五 大阪医療技術学園専門学校 教育・社会福祉専門課程 医療専門課程
- 六 大阪医療看護専門学校 医療専門課程
- 七 出雲医療看護専門学校 医療専門課程
- 八 鳥取市医療看護専門学校 医療専門課程
- 九 美作市スポーツ医療看護専門学校 医療専門課程 文化・教養専門課程
教育・社会福祉専門課程
- 十 滋慶学園高等学校 通信制課程（広域）普通科
- 十一 東洋医療専門学校 医療専門課程
- 十二 新大阪歯科技工士専門学校 医療専門課程
- 十三 新大阪歯科衛生士専門学校 医療専門課程

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 7人以上9人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち1名を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。

一 学長

二 校長のうちから校長代表に選任された者 1人

三 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人

四 学識経験者（校長または評議員である者を除く）のうちから、理事会において選任した者 2人以上4人以内

2 前項第1号、第2号及び第3号の理事は、学長、校長、又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号及び第2号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選出されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき。
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了。
- 二 辞任。
- 三 死亡。
- 四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事代表権の制限)

第13条 理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会

及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第六号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを召集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による召集をしない場合には、召集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び理事会で選任された議事録署名人2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第19条 この法人に評議員会を置く。

2 この評議員会は15人以上19人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会には議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において同条第2項中「議長及び理事会で選任された議事録署名人2名が署名押印し」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名が署名押印し」に読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附行為の変更
- 七 合併
- 八 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九 寄附金品の募集に関する事項
- 十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、対の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 5人
 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上のもののうちから、理事会において選任した者 3人
 - 三 学識経験者（職員およびこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。）のうちから、理事会において選任した者 7人以上11人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了。

二 辞任。

三 死亡。

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本資産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産処分制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ないときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産および運用財産中の積立金は、理事会の議決により、確実な有価証券を購入し、確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし、もしくは、定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- | | | |
|---|---|-------------|
| 一 | 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき | 寄附行為の内容 |
| 二 | 監査報告書を作成したとき | 当該監査報告書の内容 |
| 三 | 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき | これらの書類の内容 |
| 四 | 役員に対する報酬等の基準を定めたとき | 当該報酬等の支給の基準 |

(役員の報酬)

第37条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日終わるものとする。

第6章 解散および合併

(解 散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決。
 - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
 - 三 合併
 - 四 破産
 - 五 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号の掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散の時ににおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(責任の免除)

第44条 役員が任務を行ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第45条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(書類及び帳簿の備付)

第46条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、学校法人大阪滋慶学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この寄附行為は、昭和62年4月1日から施行する。
2. 第25条第2号に規定する評議員の選任について、同号の規定中「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから」とあるのは、当該学校の卒業生が年齢25年に達するまでの間「この法人の設置する学校の在籍者の父兄で、年齢25年以上の者のうちから」とよみかえるものとする。
3. この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

理事（理事長）	浮 舟 邦 彦
理事	小 谷 尚 三
理事	中 村 道 雄
理事	浮 舟 修 治
理事	杉 山 善 和
理事	宮 川 藤一郎
理事	覚 野 博 夫
監事	小谷野 三 郎
監事	大 野 昭 弘

附 則

この寄附行為は、平成 9年4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成11年4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成12年4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成14年4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成16年4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成17年4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成21年3月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成21年7月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成21年7月23日から施行する。
この寄附行為は、平成22年3月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則

この法人の組織変更時の役員は次の通りとする。

理事（理事長）	浮	舟	邦 彦
理事	宮	川	藤一郎
理事	近	藤	雅 臣
理事	大	野	昭 弘
理事	平	田	豪 成
理事	橋	本	勝 信
理事	坂	本	幸 哉
監事	中	川	清 孝
監事	吉	岡	清 輝

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成２２年１０月２９日）から施行する。

平成２５年３月１２日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成２５年４月１日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成２７年３月３１日）から施行する。

平成３０年３月３０日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成３０年４月１日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和元年９月１７日）から施行する。

令和元年１２月２０日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和２年３月１日から施行する。

令和２年３月２７日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和２年４月１日から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
(目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、<u>私立大学、私立専修学校及び私立高等学校（以下「学校」という）を設置し学校教育を行い、又その他目的達成に必要な事項を行うことを目的とする。</u> (設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 一 <u>滋慶医療科学大学 大学院 医療管理学研究科</u> <u>医療科学部 臨床工学科</u> 二 大阪ハイテクノロジー専門学校 文化教養専門課程 医療専門課程 教育・社会福祉専門課程 三 大阪保健福祉専門学校 教育・社会福祉専門課程 医療専門課程 四 大阪医療福祉専門学校 教育・社会福祉専門課程 医療専門課程 五 大阪医療技術学園専門学校 教育・社会福祉専門課程 医療専門課程 六 大阪医療看護専門学校 医療専門課程 七 出雲医療看護専門学校 医療専門課程 八 鳥取市医療看護専門学校 医療専門課程 九 美作市スポーツ医療看護専門学校 医療専門課程 文化・教養専門課程 教育・社会福祉専門課程 十 滋慶学園高等学校 通信制課程（広域）普通科 十一 東洋医療専門学校 医療専門課程 十二 新大阪歯科技工士専門学校 医療専門課程 十三 新大阪歯科衛生士専門学校 医療専門課程 附 則 <u>この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u>	(目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、<u>私立大学院大学、私立専修学校及び私立高等学校（以下「学校」という）を設置し学校教育を行い、又その他目的達成に必要な事項を行うことを目的とする。</u> (設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 一 <u>滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科</u> <u>（新設）</u> 二 大阪ハイテクノロジー専門学校 文化教養専門課程 医療専門課程 教育・社会福祉専門課程 三 大阪保健福祉専門学校 教育・社会福祉専門課程 医療専門課程 四 大阪医療福祉専門学校 教育・社会福祉専門課程 医療専門課程 五 大阪医療技術学園専門学校 教育・社会福祉専門課程 医療専門課程 六 大阪医療看護専門学校 医療専門課程 七 出雲医療看護専門学校 医療専門課程 八 鳥取市医療看護専門学校 医療専門課程 九 美作市スポーツ医療看護専門学校 医療専門課程 文化・教養専門課程 教育・社会福祉専門課程 十 滋慶学園高等学校 通信制課程（広域）普通科 十一 東洋医療専門学校 医療専門課程 十二 新大阪歯科技工士専門学校 医療専門課程 十三 新大阪歯科衛生士専門学校 医療専門課程

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

区 分 \ 年 度		2019年度	開設年度の前年度 (2020年度)	開設年度 (2021年度)	2022年度	2023年度	2024年度	合 計
設置経費	校 地 (うち造成費) (借用)	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
		大学校舎校地: 契約期間 平成18(2006)年4月1日～令和28(2046)年3月31日 年額 67,587千円 運動場: 契約期間 平成20(2008)年4月1日～令和40(2058)年3月31日 年額 3,105千円						
	施基準内	—	314,182	—	—	—	—	314,182
	設基準外	—	—	—	—	—	—	—
	図 書		24,811	1,912	—	—	—	26,723
	教 具 校 具 備 品	—	107,285	—	—	—	—	107,285
	小 計	—	446,278	1,912	—	—	—	448,190
	新設校の開設年度の経常経費							0
合 計		—	446,278	1,912	—	—	—	448,190

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	1,211,644 千円
		基 準 外	— 千円
	設備	図 書	36,843 千円
		教 具 ・ 校 具 ・ 備 品	20,279 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類

区分	財源充当額	財源の調達方法
現金預金	448,190 千円	令和2年(2020)年3月31日までに学納金等事業活動収入から積み立てられた現金預金11,160,429千円のうち448,190千円を財源に充当する。
	千円	
	千円	
	千円	
	千円	
合計	448,190 千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表				
科 目	年 度	平成30(2018) 年 度 末 (開設年度から3年前の年度)	令和元(2019) 年 度 末 (開設年度の前々年度)	申 請 時 (令和2(2020)年3月31日)
一 基本財産		14,597,841 千円	17,648,649 千円	17,648,649 千円
二 運用財産		6,437,430 千円	13,575,292 千円	13,575,292 千円
三 負債額		8,404,273 千円	10,489,798 千円	10,489,798 千円
1 固定負債		2,908,097 千円	3,099,388 千円	3,099,388 千円
2 流動負債		5,496,176 千円	7,390,410 千円	7,390,410 千円
四 基本財産＋運用財産		21,035,271 千円	31,223,941 千円	31,223,941 千円
五 純資産(四－三)		12,630,998 千円	20,734,143 千円	20,734,143 千円

貸借対照表

2020年 3月31日

学校法人 大阪滋慶学園

(単位 円)

資 産 の 部				
科 目		本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 資 産		(19,642,377,332)	(14,947,044,143)	(4,695,333,189)
有 形 固 定 資 産		(17,667,900,758)	(14,597,840,957)	(3,070,059,801)
特 定 資 産		(121,021,827)	(123,364,497)	(△ 2,342,670)
そ の 他 の 固 定 資 産		(1,853,454,747)	(225,838,689)	(1,627,616,058)
流 動 資 産		(11,581,564,384)	(6,088,227,447)	(5,493,336,937)
資 産 の 部 合 計		[31,223,941,716]	[21,035,271,590]	[10,188,670,126]
負 債 の 部				
科 目		本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 負 債		(3,099,388,212)	(2,908,097,144)	(191,291,068)
流 動 負 債		(7,390,409,531)	(5,496,175,633)	(1,894,233,898)
負 債 の 部 合 計		[10,489,797,743]	[8,404,272,777]	[2,085,524,966]
純 資 産 の 部				
科 目		本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基 本 金		(22,580,658,461)	(19,271,626,901)	3,309,031,560
第 1 号 基 本 金		21,984,135,879	18,825,811,130	3,158,324,749
第 4 号 基 本 金		596,522,582	445,815,771	150,706,811
繰 越 収 支 差 額		(△ 1,846,514,488)	(△ 6,640,628,088)	4,794,113,600
純 資 産 の 部 合 計		[20,734,143,973]	[12,630,998,813]	[8,103,145,160]
負債及び純資産の部合計		[31,223,941,716]	[21,035,271,590]	[10,188,670,126]

事業計画及びこれに伴う予算書

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事 項	事業規模等	実施時期	備考
R2年度	滋慶医療科学大学 (開設前年度) ・校舎改装 ・校舎改装 ・校舎改装 ・校舎改装 ・校舎改装 ・図書購入 ・教育機器購入 ・教育機器購入 ・事務機器・備品購入	鉄骨造陸屋根地下1階付11階建 5,618.45㎡ 大阪市淀川区宮原1-2-8 改装工事 LED工事 ウォッシュレット工事 屋上広告塔取替工事 設計管理費 新規購入 教室用・教職員用備品 ネットワークシステム 図書館システム 装備データー式 図書持出検知システム 複合機 券売機 固定電話 実習機器	R2.12完成予定 R2.1納品予定 R2.1納品予定 R2.1納品予定 R2.1納品予定 R2.1納品予定 R2.1納品予定 R2.1納品予定 R2.1納品予定 R2.1又は2納品予定	滋慶医療科学大学(新設)専用
	東洋医療専門学校 ・教室の改修	第1・2校舎改修工事	R2.10着工予定	東洋医療専門学校 専用
	新大阪歯科技工士専門学校 ・教室の小規模改修	第1校舎改修工事	R3.3着工予定	新大阪歯科技工士専門学校 専用
	新大阪歯科衛生士専門学校 ・教室の小規模改修	第1校舎改修工事	R3.3着工予定	新大阪歯科衛生士専門学校 専用
	大阪医療技術学園専門学校 ・教育用備品購入 ・図書購入	教育研究用 管理用 教育用図書購入	随時購入 随時購入 随時購入	大阪医療技術学園専門学校 専用 大阪医療技術学園専門学校 専用 大阪医療技術学園専門学校 専用
	大阪ハイテクノロジー専門学校 ・教育用備品購入 ・図書購入	教育研究用 教育用図書購入	随時購入 随時購入	大阪ハイテクノロジー専門学校 専用

事業計画及びこれに伴う予算書

年度	事 項	事業規模等	実施時期	備考
R2年度	大阪保健福祉専門学校 ・教育用備品購入 ・図書購入	教育研究用 管理用 教育用図書購入	随時購入 随時購入 随時購入	大阪保健福祉専門学校 専用
	大阪医療福祉専門学校 ・教育用備品購入 ・図書購入	教育研究用 教育用図書購入	随時購入 随時購入	大阪医療福祉専門学校 専用
	大阪医療看護 ・教育用備品購入 ・図書購入	教育研究用 管理用 教育用図書購入	随時購入 随時購入 随時購入	大阪医療看護専門学校 専用
	出雲医療看護専門学校 ・教育用備品購入 ・図書購入	管理用 教育用図書購入	随時購入 随時購入	出雲医療看護専門学校 専用
	美作市スポーツ医療看護専門学校 ・図書購入	教育用図書購入	随時購入	美作市スポーツ医療看護専門学校専用
	滋慶学園高等学校 ・図書購入	教育用図書購入	随時購入	滋慶学園高等学校 専用

事業計画及びこれに伴う予算書

年度	事 項	事業規模等	実施時期	備考
R3年度	滋慶医療科学大学 (開設年度) ・図書購入	新規購入	R3.6納品予定	新設校図書 開設年度購入分
	大阪医療技術学園専門学校 ・図書購入	教育用図書購入	随時購入	大阪医療技術学園専門学校 専用
	大阪ハイテクノロジー専門学校 ・図書購入	教育用図書購入	随時購入	大阪ハイテクノロジー専門学校 専用
	大阪保健福祉専門学校 ・図書購入	教育用図書購入	随時購入	大阪保健福祉専門学校 専用
	大阪医療福祉専門学校 ・図書購入	教育用図書購入	随時購入	大阪医療福祉専門学校 専用
	大阪医療看護専門学校 ・図書購入	教育用図書購入	随時購入	大阪医療看護専門学校 専用
	出雲医療看護専門学校 ・図書購入	教育用図書購入	随時購入	出雲医療看護専門学校 専用
	美作市スポーツ医療看護専門学校 ・図書購入	教育用図書購入	随時購入	美作市スポーツ医療看護専門学校 専用
R5年度	東洋医療専門学校 ・図書購入	教育用図書購入	随時購入	東洋医療専門学校 専用
	新大阪歯科技工士専門学校 ・図書購入	教育用図書購入	随時購入	新大阪歯科技工士専門学校 専用

資 金 収 支 予 算 決 算 総 括 表

(収入の部)

(単位：千円)

年 度 科 目	開設年度（令和3年度）	2 年 目（令和4年度）	3 年 目（令和5年度）	完成年度（令和6年度）
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒等納付金収入	128,000	240,000	352,000	464,000
手数料収入	7,210	7,220	7,230	8,100
寄付金収入	0	0	0	0
補助金収入	0	0	0	0
資産売却収入	0	0	0	0
付随事業・収益事業収入	0	0	0	0
受取利息・配当金収入	0	0	10	10
雑収入	500	1,500	1,500	3,000
借入金等収入	0	0	0	0
前受金収入	72,000	128,000	240,000	240,000
その他の収入	0	100	100	127,509
資金収入調整勘定	0	△ 93,350	△ 205,350	△ 261,350
前年度繰越支払資金	0	270,954	420,588	270,934
収 入 の 部 合 計	207,710	554,424	816,078	852,203

(支出の部)

年 度 科 目	開設年度（令和3年度）	2 年 目（令和4年度）	3 年 目（令和5年度）	完成年度（令和6年度）
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費	326,099	328,691	330,599	334,643
教育研究経費支出	82,495	83,895	84,895	86,295
管理経費支出	31,250	31,250	29,650	27,950
借入金等利息支出	0	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0	0
施設関係支出	0	0	0	0
設備関係支出	1,912	0	0	0
資産運用支出	0	0	0	0
その他の支出	0	100,000	110,000	110,000
資金支出調整勘定	△ 505,000	△ 410,000	△ 10,000	△ 15,000
次年度繰越支払資金	270,954	420,588	270,934	308,315
支 出 の 部 合 計	207,710	554,424	816,078	852,203

事業活動収支予算決算総括表

(単位：千円)

	年 度 科 目	開設年度（令和3年度）	2 年目（令和4年度）	3 年目（令和5年度）	完成年度（令和6年度）
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	学生生徒等納付金	128,000	240,000	352,000	464,000
	手数料	7,210	7,220	7,230	8,100
	寄付金	0	0	0	0
	経常費等補助金	0	0	0	0
	付随事業収入	0	0	0	0
	雑収入	500	1,500	1,500	3,000
	教育活動収入計	135,710	248,720	360,730	475,100
	人件費	332,008	335,116	337,136	340,710
	教育研究経費	97,297	98,827	98,886	101,227
	管理経費	34,976	35,868	33,356	31,594
	徴収不能額等	0		0	0
	教育活動支出計	464,281	469,811	469,378	473,531
	教育活動収支差額	△ 328,571	△ 221,091	△ 108,648	1,569
教育活動外収支	受取利息配当金	0	0	10	10
	その他の教育活動外収入	0	0	0	0
	教育活動外収入計	0	0	10	10
	借入金等利息	0	0	0	0
	その他の教育活動外支出	0	0	0	0
	教育活動外支出計	0	0	0	0
	教育活動外収支差額	0	0	10	10
	経常収支差額	△ 328,571	△ 221,091	△ 108,638	1,579
特別収支	資産売却差額	0	0	0	0
	その他の特別収入	0	0	0	0
	特別収入計	0	0	0	0
	資産処分差額	0	0	0	0
	その他の特別支出	0	0	0	0
	特別支出計	0	0	0	0
	特別収支差額	0	0	0	0
基本金組入前当年度収支差額		△ 328,571	△ 221,091	△ 108,638	1,579
基本金組入額合計		△ 1,912	0	0	0
当年度収支差額		△ 330,483	△ 221,091	△ 108,638	1,579
前年度繰越収支差額		0	△ 330,483	△ 551,574	△ 660,212
基本金取崩額		0	0	0	0
翌年度繰越収支差額		△ 330,483	△ 551,574	△ 660,212	△ 658,633

(参考)

事業活動収入 計	135,710	248,720	360,740	475,110
事業活動支出 計	464,281	469,811	469,378	473,531